

意見聴き取り調査票

(福島県建設専門工事業団体連合会)

1 元請・下請関係の適正化対策について

- (1) 県では、元請・下請関係の適正化に向けた取組みを強化するため、昨年度に初めて下請状況実地調査を行い、今年度以降も調査を実施することとしておりますが、この調査についての御意見をお聞かせください。

下請保護に特化した形で、適正化に向けたこうした取り組みをいただき感謝を申し上げます。元・下の当事者間では力関係は歴然であり、行政のもう一段のご指導・介入がないと適正化の推進は、実際にはままたらないと考えます。

調査は、当該事業場に対する直接の訪問による確認、照合や聴きとりとのことでしたが、さらに実効性のある調査と、調査に基づく指導の強化を求めます。また、23年度は低落札をした会社の受注工事6件が対象でしたが、これをさらに広げていただくことが抑止効果につながるものと考えます。

- (2) 平成23年度下請状況実地調査において、変更契約書の取り交わしがなされていなかったり、変更契約の際に元請会社が根拠を明示しないまま代金決定が行われた例がありましたが、このような状況についてどのようにお考えですか。

2 東日本大震災の影響について

- (1) 東日本大震災からの復旧・復興工事の本格化に伴い工事の発注が増加しておりますが、このことによる下請への影響等についてどのようにお考えですか。

- (2) 作業員の不足が入札不調の一因として挙げられていますが、お考えについてお聞かせください。

3 その他

その他現在の県の入札制度について、御意見等があればお書きください。

公共工事の入札制度が指名競争から一般競争に激変し、加えて公共事業費の大幅削減も重なって、公共工事の低価格入札が頻発しています。

県におかれましては、こうした事態を憂慮されて最低制限価格の引き上げなどの措置を講じておられます。現行入札制度は、「安ければいい」といった考え方が前提にあります。不毛の価格競争は、下請となる専門工事業に確実にしわ寄せされ、末端の建設労働者にも恒常的な低賃金を強いております。

このことは、公共工事所管官庁自らが「ワーキングプア」（働く貧困層）を創り出しているとさえ言われます。こうした現状は、工事の品質低下も懸念させ、ものづくりを支える技能・技術者、職人の存在まで危ぶまれています。

元・下関係は、よく「民・民」の問題だから行政は介入せずといわれてきましたが、こと公共事業に関しましてはこうした考え方は矛盾していると思われます。こうしたことに対するメスを入れたのが千葉県野田市などで制定した「公契約条例」であります。所管する公共工事・業務において賃金の下限を条例で定めるもので、いわば公共工事の人工費を末端で働く人々まで発注者が監視するという“究極の”元下関係適正化施策として位置づけられております。

そもそもは、「公契約法」として国が制定すべき問題で、国に対して、制定に向けた意見書を提出する地方自治体が増えております。本県では、入札制度等監視委員会でも話題にはなりましたが、ぜひ本格的に検討していただきますようお願い申し上げます。

現在は、東日本大震災からの復興・復旧に専門工事業界としても総力を挙げて取り組んでいるところですが、復興が実現した後は以前の業態に戻ります。喫緊の課題として「前渡金の主旨の徹底」「指値の撤廃」などにもメスを入れることにつながる「公契約法」「公契約条例」の制定に正面から取り組んでいただきますよう重ねて要望致します。

公契約法・公契約条例の制定を！

日弁連は、公契約法・公契約条例の
制定を求めていきます

公共サービスの質の向上を！

官製ワーキングプアをなくし、生活賃金を！

公正な競争で地域経済の活性化を！

JBIA 日本弁護士連合会

公契約法・公契約条例とは？

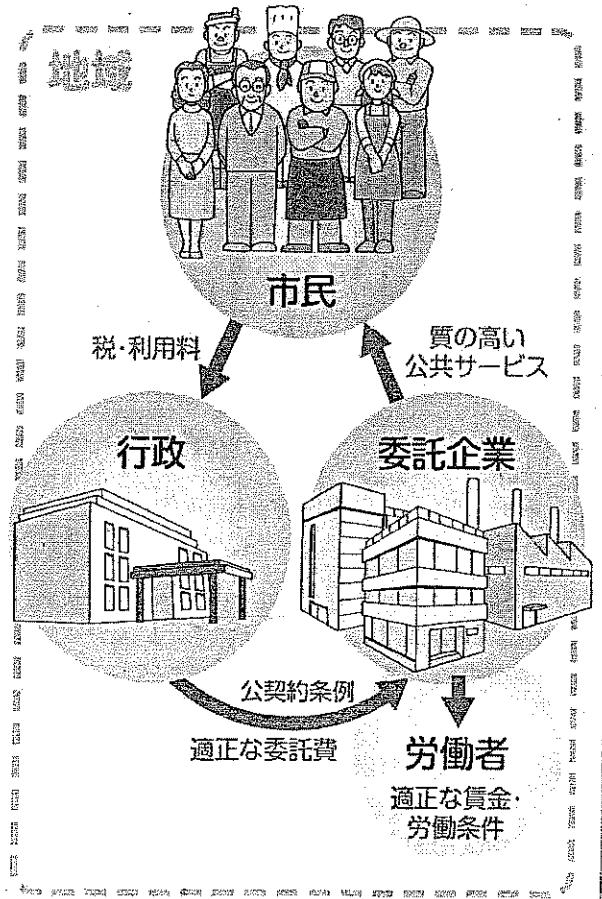
公契約とは？

国・地方自治体が行政目的を遂行するために民間企業や民間団体と締結する契約を「公契約」と呼んでいます。公契約には、国・地方自治体が民間企業に発注する建設工事や公共施設の清掃等の業務委託など多くの公共サービス事業が含まれています。

コストダウンの影響が賃金の低下に

公契約については、近年、委託企業間の価格競争が激化して、落札額の低下が進み、サービスの質の低下やそこで働く人たちがワーキングプアとなる労働条件の悪化が問題となっています。

公契約による公正な公共サービス



公共サービスの質の

大阪市では生活保護申請が認められる事態に

大阪市では、市営地下鉄の構内清掃について民間委託先の労働者がフルタイムで働いても生活保護の基準以下の賃金しかもらえず、生活保護が認められるという事態になっています。

民間委託で痛ましい事故が

2011年夏、泉南市（大阪府）で市立小学校のプール開放日に小学1年生が溺死する痛ましい事故が起きました。監視業務をしていたのは管理運営を委託された民間企業でした。当日、監視員が1人しかおらず、委託を受けた会社は「委託料からである時給では人が集まりにくかった」と話しています。

諸外国では？

公契約規制は、イギリスの公正賃金決議（1891年）やフランスのパリ市で始まり、アメリカ合衆国に広がりました。1949年には国際労働機関（ILO）でも94号条約として「公契約における労働条項に関する条約」が成立、これまでに59か国が批准していますが、日本はまだ批准していません。



）確保と生活できる賃金へ底上げを！

全国に広がる条例制定の動き（2012年1月現在）

野田市（千葉県）、川崎市（神奈川県）、多摩市（東京都）、相模原市（神奈川県）で条例が制定され、札幌市（北海道）、国分寺市（東京）などの地方自治体で条例制定・可決に向けた議会での審議が予定されています。

①すでに条例が制定・可決された地方自治体

- ・野田市（千葉県）、川崎市（神奈川県）、
相模原市^{*1}（神奈川県）、多摩市^{*1}（東京都）
- ・山形県^{*2}
- ・高知市^{*2}（高知県）、江戸川区^{*2}（東京都）

②2011年度に制定が予定されている地方自治体

- ・札幌市（北海道）、国分寺市（東京）

③制定に向けた動きがある地方自治体

- ・長野県、鹿児島県
- ・山形市（山形県）など

※1：2012年4月施行

※2：賃金などの労働条項のない公契約条例が
制定されている自治体



参考

多摩市公契約条例第1条

この条例は、多摩市（以下「市」という。）が締結する請負契約に基づく業務及び市が指定管理者に行わせる公の施設の管理業務において、当該業務に従事する者の適正な労働条件等を確保し、もって労働者等の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

公正な競争で良質なサービスを実現し、 労働条件の改善を！

本来、国や地方公共団体が発注する事業は、公的資金を用いた公共性の強い性格を持っており、その事業から劣悪な労働条件を生み出すことなく、良好な労働条件を確保し、地域経済全体の労働条件引上げのけん引役となるべきものです。

こうした問題意識から、国・地方自治体が締結する契約において、一定の労働条件を落札条件として労働条件を確保しようとする公契約法・公契約条例の重要性が指摘されるようになり、日弁連も、2011年4月14日付け「公契約法・公契約条例の制定を求める意見書」を公表し、国や地方公共団体が発注する事業について、そこで働く労働者の労働条件確保を義務付ける公契約法・公契約条例の制定促進を呼びかけています。

条例では、条例で定める公契約において生活できる最低賃金を確保することを契約の条件とするなどして、委託企業間の過酷な競争を防止し、そこで働く人の条件を良くし、公共サービスの質を向上させることが目的とされています。

日本で最初に最低賃金を盛り込んだ条例を制定した千葉県野田市では、最低賃金ぎりぎりであった業務委託の賃金が時給で100円程度アップしています。川崎市でも事務の臨時職員の賃金が30円程度引き上げられました。



●お問い合わせ先



日本弁護士連合会

Japan Federation of Bar Associations

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3
TEL. 03-3580-9841 (代)

東日本大震災からの復旧・復興工上げ「例えば大工の単価について、事が本格化するに従つて、足かせとなるのが労務単価と労働者確保の問題。主な被災地域が岩手、宮城、福島と広範囲にわたることで労務費金に格差が生じていること、そして本県には東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射性物質染作業（工事）も重なったことが、の問題を一層深刻化させている。

復旧・復興工事に着手する以前に、本県沿岸部で進められているがれき撤去・処理作業や除染作業は、人海戦術的な面があり、労働者の争奪も現実に起きている。

建設経済研究所もこの問題を重視し、直近の建設経済レポートで取り上げた。本県の場合、とび工、型枠工、大

工および内装工など経験を要する職種では熟練工の補充が困難になり、人が集まらない、といった報道も出ており、今後の動向がさらに注目される」と記す。しかし資・機材と違って、末端の労働者が現実に受け取る賃金の実態を把握することは難しい。そこで、工および内装工など経験を要する職種では熟練工の補充が困難になり、人が集まらない、といった報道も出ており、今後の動向がさらに注目される」と記す。しかし資・機材と違って、末端の労働者が現実に受け取る賃金の実態を把握することは難しい。そこで、

度設計労務単価比20%以上も上昇。しかしながら、資・機材と違って、末端の労働者が現実に受け取る賃金の実態を把握することは難しい。そこで、これら専門工の単価が多少引き上げられ、一定の評価がなされたが実勢

がなされ賃金の低下が恒久的な問題となっていた。いわゆる「官製ワーキングアート」である。

こうした現実から脱却する手法として注目されるのが千葉県野田市、川崎市、東京・多摩市が実施する公

（2012.5.18）

視点

点

建設労働環境の改善

（工事）も重なったことが、の問題を一層深刻化させている。

建設経済研究所もこの問題を重視し、直近の建設経済レポートで取り上げた。本県の場合、とび工、型枠工、大

労働者の賃金問題は、大震災からの復興が成就しても本質論は残る。平成13年度以降、一般競争入札の拡大や総合評価方式の採用など入札・契約条例の制定だ。公共工事・業務において賃金の下限を条例で定めるもので、今後は国レベルでの取り組みが必要だ。低価格競争による人件費の削減など労働条件の悪化は、悲惨な長距離バス運転手の事故に重なっていぐ。災害復旧後も建設業界の喫緊の重要な課題になる。

（八島）